

第3章

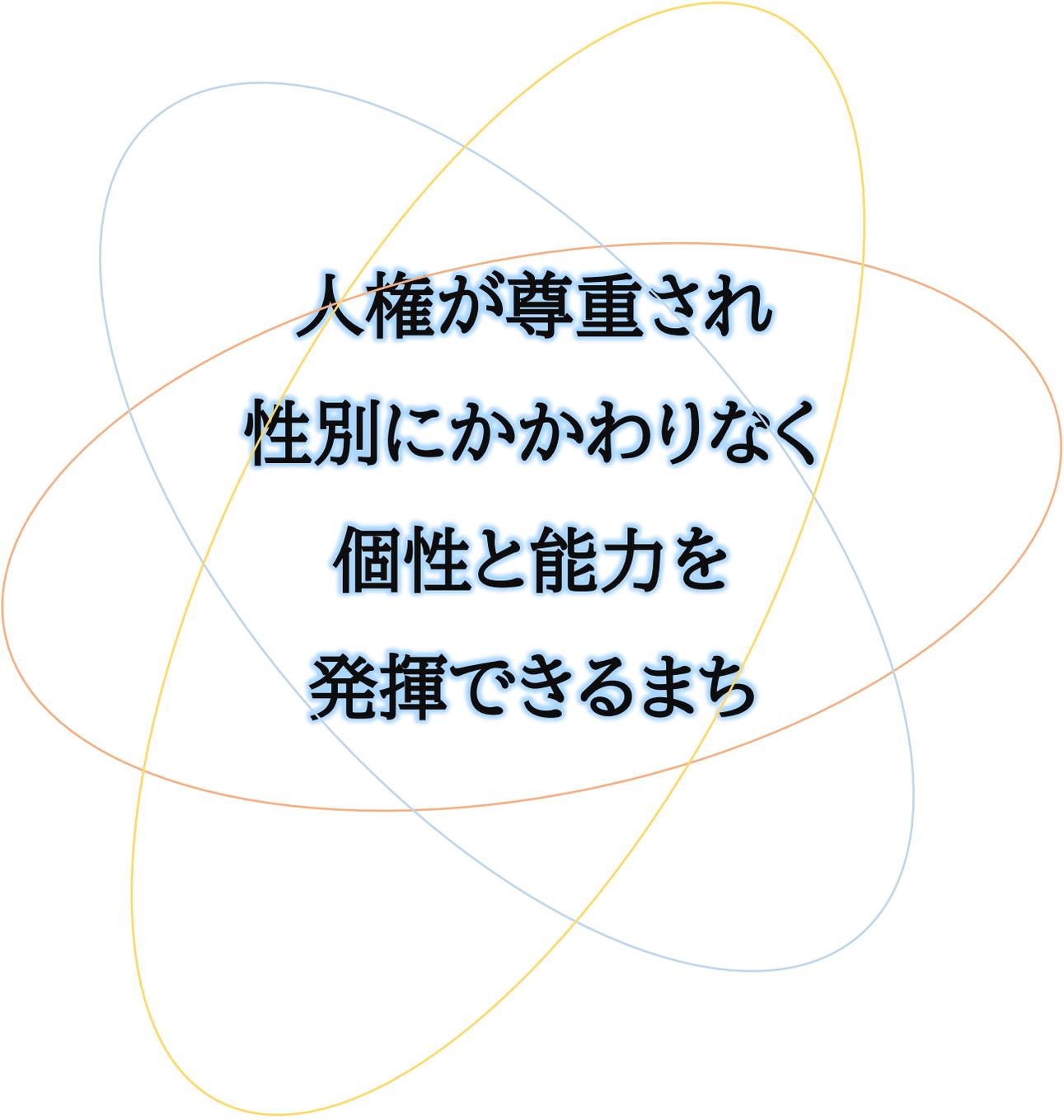
計画の基本的な考え方

1 目指す姿

男女共同参画社会の形成には、男女とも個人としての尊厳が重んじられ、個人として能力を発揮する機会が確保されることが重要です。

しかしながら、現状はなお多くの課題が残されているため、市は本計画に基づき、それら課題の解決に取り組みます。

本計画では、目指す市の姿を以下のように定めます。



**人権が尊重され
性別にかかわらず
個性と能力を
発揮できるまち**

2 基本理念

「鶴ヶ島市男女共同参画推進条例」第3条に掲げる6つの基本理念を、本計画の基本理念とします。

- 1 すべての人が、性別による差別的な取扱いを受けず、能力を発揮する機会が保障され、一人の人間として尊重されること
- 2 ジェンダー※に基づいた社会の制度又は慣行が、男女共同参画社会の実現を阻害することのないように配慮されること
- 3 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動並びに方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること
- 4 すべての人が、それぞれの性を理解し、妊娠、出産などの性に関することについての自らの意思が尊重され、生涯を通じて健康な生活を営むことができるよう配慮されること
- 5 男女共同参画社会を実現するための取組に際しては、国際社会の動向に配慮すること
- 6 すべての人が、男女共同参画社会の実現に向けた自らの責務を自覚し、社会のあらゆる分野において、主体的にその役割を果たすこと

3 基本目標

本計画の基本理念を踏まえ、次の4つの基本目標を設定し、その目標の達成に向けて施策を推進します。

【基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり】

誰もが、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参加し、個性と能力を発揮できることは、幸福な暮らしの根幹となります。市民一人ひとりに男女共同参画を自分のこととして認識していただくために、引き続き、人権の尊重と男女共同参画の意識づくりに取り組みます。

性別による固定的な役割分担意識は、女性だけでなく男性にとっての生きづらさにもつながります。その解消のために、地域・家庭・企業に向けて、制度や慣行の見直しを促す取組を行ってきました。解消が進みにくい要因の一つとして、長年にわたり人々の中に刷り込まれたアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）があることが挙げられます。解消に向け、性別や年齢、ライフステージにかかわらず、自らの意思による生き方が選択できるよう、今後もさらなる学びの機会を提供します。

また、児童・生徒が男女共同参画について正しく理解するうえで、学校教育の果たす役割は大きいため、発達の段階に応じた男女平等教育の充実を図ります。

多様性を尊重し合う社会に向けては、性自認・性的指向※などの性のあり方に関する理解の促進と、それらに起因する不安や困難を抱えている人々の支援も社会全体で進める必要があります。市民の理解促進に向けた啓発事業をはじめ、さらなる支援策の検討と実施に取り組みます。

昨今は、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の普及により、誰もが情報の発信者とも受容者ともなりうる時代となっています。氾濫する情報の中には、性的な暴力や人権侵害につながるおそれがあるものも含まれていることから、一人ひとりのメディア・リテラシー※の向上も課題となってきています。情報社会においては、SNSの活用が不可欠であることから、安全で効果的な活用方法についての啓発活動にも取り組みます。

このほか、あらゆる施策に多様な意見を反映させる観点から平成30年に施行された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を踏まえ、市としてできる取組を進めます。

【基本目標Ⅱ 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進】

性別にかかわらず、職場・家庭・地域などあらゆる場面で活躍できる環境を実現するため、長時間労働の見直しをはじめ、やりがいと人間らしい生活を前提とした多様な働き方の普及など、男女が共に仕事と家庭生活を両立できるワーク・ライフ・バランスを推進する取組を強化します。

ワーク・ライフ・バランスは広く社会構造に関係する課題であり、仕事と家庭生活の両立を女性だけに求めるものではありません。女性が職業生活において個性と能力を発揮しつつ希望するバランスで働くことを、社会全体で支えていくことが必要です。男女ともに、育児や介護などのライフイベントに対応した柔軟な働き方を無理なく選択できるようになることが求められます。

また、ライフスタイルの多様化に伴い、男女ともに、ひとり親・未婚・単身世帯などの生き方を選択するなど、世帯構造が変化しています。こうした状況の中、男性が家庭において家事・育児・介護などに主体的に関わっていくことは、これまで以上に重要視されています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、雇用環境が悪化し、非正規雇用者の女性の失業が増加しました。現在、社会全体で女性の活躍を推進していますが、支援の範囲をさらに広げ、正規雇用者のみならず非正規雇用者の待遇の改善が求められています。また、職場環境の改善として、ハラスメント防止対策なども必要とされています。

結婚や出産を機に離職した女性に対しては、保育環境の整備、再就職支援、スキルや強みを活かした起業支援など、関係機関や地域企業と連携した取組を進めます。また、就業を継続しながら家族の介護を行っている人が増加しており、こうした人を地域で支える体制の整備を進めるとともに、地域企業に対しても就業環境の整備を啓発します。

さらに、地域社会における住民同士のつながりの希薄化が進行している一方で、一人ひとりが抱える課題は多様化・複雑化しています。地域活動の担い手を増やすとともに、地域活動においても男女共同参画の視点を取り入れることの必要性について、理解を広めます。

【基本目標Ⅲ すこやかで安心できる安全な暮らしの実現】

性別に起因する暴力を根絶する社会意識を醸成し、暴力防止に向けた取組と被害者の支援を強化します。また、生活上の困難に陥りやすい女性に対しては、実情に応じた支援の体制を整えます。そして、若年層に対しては、未然防止のため、心と身体の自立に向けた啓発活動を進めます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、社会におけるさまざまな不安が増大する中、市へのDV等の相談も増加傾向にあります。被害者の多くは女性であり、その背景には、性別による固定的な役割分担意識のほか、男女の社会的地位や経済力の格差など、社会的・構造的な問題が存在しています。

暴力の根絶と被害者の支援を進めるためには、個人や家庭内の問題として見過ごされることのないよう、男女平等の観点からの教育や啓発、被害の把握から保護・自立に至るまで、切れ目のない支援が必要です。被害者情報の保護を徹底し、地域における理解や支援を広める取組など、関係機関および民間支援団体と連携した幅広い施策を推進します。支援に際しては、被害者が子ども・高齢者・障害者・外国人などの場合を含め、個別の事情に配慮しながら関係機関との連携を図ります。

人口減少と少子高齢化が進み、社会環境が急速に変化する中、社会的に弱い立場にある人がさらに困難な状況に陥ったり悪循環に苦しむことのないような市政運営が求められています。ひとり親家庭、高齢者や障害のある人、生活に困窮する人など、すべての人が安心して暮らせる環境づくりを進める必要があります。

このほか、男女それぞれの性を尊重し、性差についての理解を深めることも必要です。特に女性は、ライフステージごとに心身の状態が大きく変化する特性があることから、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※（性と生殖に関する健康と権利）の視点も含め、正しい知識と情報を得るための啓発活動と、生涯を通じた健康支援に取り組めます。

防犯・防災対策については、男女共同参画の視点を取り入れるために女性が参画することの重要性が認識されつつあります。地域防災活動や避難所運営など、過去の災害の教訓を活かすとともに、自然災害と新型コロナウイルス感染症の拡大が重なった場合などの複合的な被害を想定した災害対策を行います。

【基本目標Ⅳ 男女共同参画を推進する体制の充実】

男女共同参画の視点がまちづくりにも活かされるように、全庁的な推進体制を強化し、職員間で男女共同参画の意識を共有します。また、市の政策や方針に男女双方の意見を反映させるため、審議会等委員の男女比が偏らないよう配慮するとともに、職員の管理職に占める女性の割合を増やします。

政策や方針決定の場に女性の参画が拡大することで、多様な視点・価値観を取り入れることが可能になります。このことは、市民の人権を擁護するだけでなく、社会の活力を高めることにもつながります。そのため、女性の参画が進んでいない分野においては、実効性のあるポジティブ・アクション※（積極的改善措置）を進めるとともに、より多くの女性が主体的に参画する意欲を高められるよう啓発活動を行います。また、市民意識調査や市民コメントなどを実施し、市の政策に多様な意見を反映させます。

市の審議会などの委員に占める女性の割合は徐々に向上していますが、目標値には及ばず、女性委員がいない審議会などもあるため、引き続き、各課において女性の登用を進めていくことが必要です。市職員の管理職に占める女性の割合は目標を達成しましたが、課長級以上の職員には女性が少ない状況です。このため、女性職員が昇進意欲を持てるよう、研修や職務機会の提供などの働きかけを行います。また、男性職員の育児休業・介護休暇等の取得状況も改善が必要です。引き続き、市が、事業主として率先して女性の登用などに取り組み、こうした効果を全市的に波及させていくよう努めます。

男女共同参画推進の拠点施設である女性センターでは、国際情勢も踏まえつつ、国・県・近隣自治体、地域の大学および企業、その他の関係団体と連携し、地域における男女共同参画に関する課題解決に向けた事業を行います。そして、「鶴ヶ島市男女共同参画推進条例」の基本理念を踏まえ、市・市民・事業者・教育に携わる人すべてが男女共同参画に関する理解を深め、市が行う男女共同参画の推進に関する施策の推進に協力していただけるよう、啓発活動と取組を進めます。

4 推進指標

指標	現状値	目標値	指標の説明	基礎資料	
	R3	R8			
基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり					
1	社会全体において男女の地位が平等になっていると思う人の割合	28.1%	35%	男女平等意識を表す指標 (取組項目1)	R2男女共同参画に関する市民意識調査
2	性別による固定的な役割分担意識に同感しない人の割合	60.9%	70%	男女平等意識を表す指標 (取組項目5)	
基本目標Ⅱ 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進					
3	女性が社会的な活動に参加し、責任ある立場につくことに賛成する人の割合	59.8%	70%	女性の社会的地位の向上についての理解を表す指標 (取組項目8)	R2男女共同参画に関する市民意識調査
4	認可保育園の国基準の待機児童数	0人	0人	男性も女性も働きながら、ともに子育てできる体制の整備状況を表す指標 (取組項目19)	こども支援課
5	自治会長に占める女性の割合	7.5%	7.5%	地域における方針決定の場への女性の参画を表す指標 (取組項目27)	地域活動推進課

◆ 指標の時点について

- ・「現状値」欄は、原則として令和3年4月1日現在（令和2年度中）の実績値を記載しています。
- ・「目標値」欄は、原則として令和8年4月1日現在（令和7年度中）の目標値を記載しています。

指 標		現状値	目標値	指標の説明	基礎資料
		R3	R8		
基本目標Ⅲ すこやかで安心できる安全な暮らしの実現					
6	DVを受けた経験が「まったくない」と回答した人の割合	48.7%	55%	DVを根絶する社会意識を表す指標 (取組項目28)	R2男女共同参画に関する市民意識調査
7	こんにちは赤ちゃん訪問の実施率	97.6%	100%	子育て家庭の養育環境の把握状況を表す指標 (取組項目46)	保健センター
8	鶴ヶ島市防災会議の委員における女性の割合	19.4%	29%	防災・災害復興対策において女性の視点を取り入れる状況を表す指標 (取組項目49)	危機管理課
基本目標Ⅳ 男女共同参画を推進する体制の充実					
9	市の審議会などの委員に占める女性の割合	35.6%	40%	市政における女性の参画状況を表す指標 (取組項目52)	政策推進課
10	市職員の管理職に占める女性の割合	22.0%	25%	市政における女性の参画状況を表す指標 (取組項目53)	人事課 (特定事業主行動計画)
11	市の男性職員のうち育児休業制度利用対象職員における取得者の割合	0%	10%	ワーク・ライフ・バランスを推進し、仕事と子育てを両立できる職場環境を醸成している状況を表す指標 (取組項目54)	

5 計画の体系

目指す姿	基本理念	基本目標
<p>人権が尊重され、性別にかかわらず個性と能力を発揮できるまち</p>	<p>(1) すべての人が、性別による差別的な取扱いを受けず、能力を発揮する機会が保障され、一人の人間として尊重されること</p> <p>(2) ジェンダーに基づいた社会の制度又は慣行が、男女共同参画社会の実現を阻害することのないように配慮されること</p> <p>(3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動並びに方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること</p> <p>(4) すべての人が、それぞれの性を理解し、妊娠、出産などの性に関することについての自らの意思が尊重され、生涯を通じて健康な生活を営むことができるよう配慮されること</p> <p>(5) 男女共同参画社会を実現するための取組に際しては、国際社会の動向に配慮すること</p> <p>(6) すべての人が、男女共同参画社会の実現に向けた自らの責務を自覚し、社会のあらゆる分野において、主体的にその役割を果たすこと</p>	<p>I 男女共同参画の意識づくり</p>
		<p>II 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進</p> <p style="text-align: center;">鶴ヶ島市 女性活躍推進計画</p>
		<p>III すこやかで安心できる安全な暮らしの実現</p> <p style="text-align: center;">鶴ヶ島市 DV対策基本計画</p>
		<p>IV 男女共同参画を推進する体制の充実</p>

施 策

施策1 男女共同参画に関する理解の促進

施策2 性別による固定的な役割分担意識の解消

施策3 女性活躍推進法の普及啓発

施策4 女性が能力を発揮できる環境の整備

施策5 長時間労働の見直し

施策6 さまざまな働き方の普及と支援

施策7 子育て家庭への支援

施策8 介護が必要な家庭への支援

施策9 男性の家事・育児・介護への参画支援

施策10 地域活動への参画促進

施策11 DVに関する正しい理解の普及

施策12 相談機能の充実

施策13 被害者の安全確保と自立支援

施策14 関係機関との連携

施策15 困難を抱えた女性への支援

施策16 生涯を通じた女性の健康支援

施策17 男女共同参画の視点からの防犯・防災対策の充実

施策18 市役所における推進体制の強化

施策19 さまざまな機関との連携による推進体制の強化

施策20 女性センターを拠点とした推進体制の強化

6 計画の推進体制

(1) 連携による推進

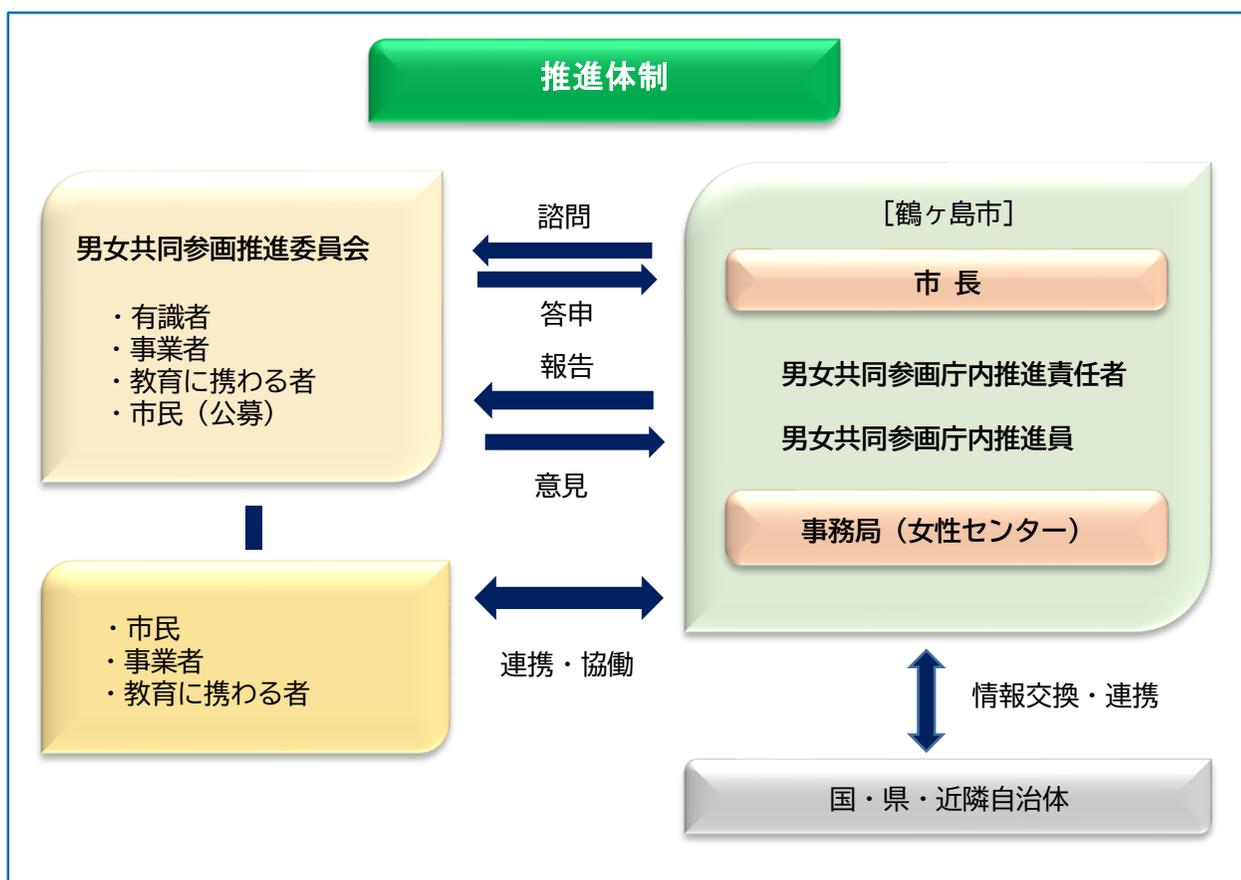
本計画は、次の機関が中心となり市民などと連携して推進します。

【鶴ヶ島市男女共同参画推進委員会】

「鶴ヶ島市男女共同参画推進条例」第14条の規定により設置された委員会であり、男女共同参画の推進に関する重要事項および拠点施設である女性センターの運営に関する基本的事項についての調査、審議などを行い、本計画の推進を図ります。

【鶴ヶ島市女性センター】

「鶴ヶ島市男女共同参画推進条例」第11条および「鶴ヶ島市女性センター条例」第1条の規定により設置された施設で、男女共同参画を推進する拠点施設として、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民などによる男女共同参画の推進に関する取組を支援するとともに、女性への総合的な支援を行います。



(2) 責務

「鶴ヶ島市男女共同参画推進条例」第4条、第5条、第6条および第7条に基づき、市、市民、事業者および教育に携わる者の責務を次のとおりとします。

【市の責務】

- ① 男女共同参画の推進のために必要な体制の整備、財政上の措置その他の措置を講じます。
- ② すべての人が、性別にかかわらず、家庭生活、地域活動、仕事等の調和を図ることができるよう、環境の整備を進めるとともに、必要な支援を行います。
- ③ 市民、事業者および教育に携わる者のほか、国、埼玉県その他関係団体と連携し、男女共同参画の推進を図ります。
- ④ 自らの組織運営において、率先して男女共同参画を推進します。

【市民の責務】

- ① 男女共同参画に関する理解を深め、社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に努めます。
- ② 性別にかかわらず、家庭生活、地域活動、仕事等の調和を図ることができるよう努めます。
- ③ 市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めます。

【事業者の責務】

- ① 雇用、労働および男女共同参画に関する法令を遵守し、労働環境における男女共同参画の推進に努めます。
- ② 従業員などが、性別にかかわらず、家庭生活、地域活動、仕事等の調和を図ることができるよう、体制づくりに努めます。
- ③ 市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めます。

【教育に携わる者の責務】

- ① 男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画社会の実現を促進する教育を行うよう努めます。
- ② 市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めます。

(3) 庁内の推進体制

本計画の推進のために、市の各課などにおける推進・協力体制を次のように定めます。

【鶴ヶ島市男女共同参画庁内推進責任者】

課などの長は、本計画の推進における各課などの責任者として課などにおける具体的な取組を積極的に推進します。

【鶴ヶ島市男女共同参画庁内推進員】

推進員は、課などの長から指名された者を充て、本計画の趣旨および課などにおける具体的な取組について職員への周知を図り、職員の男女共同参画意識の高揚に努めます。また、各関係課などの調整や、本計画に基づいた取組の推進に努めます。

【職員】

職員は、課などにおける具体的な取組を積極的に推進します。

【事務局】

事務局は女性センターに置き、本計画を推進します。また、必要に応じて推進員への指導や助言を行います。